

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例をここに公布する。

平成27年9月30日

茅ヶ崎市長 服部 信明

茅ヶ崎市条例第43号

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域において公益を増進するために活動するコミュニティ（茅ヶ崎市自治基本条例（平成21年茅ヶ崎市条例第35号）第25条第1項に規定するコミュニティをいう。以下同じ。）の認定その他コミュニティによる地域における公益を増進するための活動を促進するために必要な事項を定めることにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(認定)

第2条 地域において公益を増進するために活動するコミュニティであって、次項各号に掲げる基準に適合するものは、市長の認定を受けることができる。

2 市長は、前項の認定（以下「認定」という。）を申請したコミュニティが次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該コミュニティについて認定をするものとする。

(1) 市長が別に定める区域のうち、いずれかの区域（以下「認定区域」という。）において主として活動するものであって、公益を増進するために活動することを主たる目的とするものであること。

(2) 認定区域における一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、当該一定の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、かつ、当該一定の区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができるものの全てが、現に構成員となっているものであること。

(3) 認定区域、認定区域及びその周辺の区域又は認定区域の一部及びその周辺の区域において主として活動するコミュニティであって、規則で定めるものが、現に構成員となっているものであること。

(4) 重要事項の決定に関与する者の一部が公募により選出されるものであること。

(5) 活動の一環として行われる事業に認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるものであること。

(6) 民主的に運営されているものであること。

(7) 目的、名称、主として活動する区域その他規則で定める事項を規約で定めているものであること。

(8) 次のいずれかに該当する事業を行わないものであること。

ア 営利を目的とする事業

イ 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をい

う。)の候補者にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(欠格事由)

第3条 前条第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するコミュニティは、認定を受けることができない。

(1) その役員(代表者を含む。)のうちに、茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)に該当する者があるもの

(2) 暴力団員等がその活動を支配するもの

(認定コミュニティに対する支援)

第4条 市長は、認定を受けたコミュニティ(以下「認定コミュニティ」という。)に対し、地域における公益を増進するための活動に必要な資金に充てるための助成金を交付するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、認定コミュニティに対し、助言、情報の提供その他の地域における公益を増進するための活動に資する支援を行うものとする。

(変更の届出)

第5条 認定コミュニティは、規約、構成員その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(書類の提出)

第6条 認定コミュニティは、毎年度、次に掲げる書類を規則で定めるところにより市長に提出しなければならない。

(1) 前年度の活動報告書及び収支決算書

(2) 当該年度の活動計画書及び収支予算書

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(認定の取消し)

第7条 市長は、認定コミュニティが、次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 第2条第2項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

(2) 第3条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

(4) 認定コミュニティから認定の取消しの申請があったとき。

(地域コミュニティ審議会への諮問)

第8条 市長は、次に掲げる場合には、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会(茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)に基づき設置された茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会をいう。)に諮問しなければならない。

(1) 認定の申請に対する処分をしようとする場合(茅ヶ崎市行政手続条例(平成9年茅ヶ崎市条例第2号)第6条の規定に基づき認定を拒否する場合を除く。)

(2) 前条の規定による認定の取消しをしようとする場合(認定コミュニティが同条第2号又は第4号のいずれかに該当するものである場合を除く。)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。